

盲および視力障害者の職業リハビリテーション

行田 忠雄

身体障害は、盲、聾（ろう）、肢体不自由等に分けられ、これらの障害は、その程度により又程度にかかわりなく個人の障害に対する態度により、多かれ少なかれ個人の職業障害を形成している。これら障害者の職業リハビリテーションには、多くの共通した要素が見られる反面、それぞれの障害に特有の傾向もまた見られる。従ってここでは、職業リハビリテーションの意義を明らかにするとともにわが国の盲および視力障害者の職業と教育訓練の現状を明らかにし、将来の盲人に対する職業リハビリテーションの展望をひらくためアメリカ合衆国における盲人の職業準備や就職等の傾向について述べることにする。

1. 職業リハビリテーションの意義

リハビリテーションは「障害者が可能とする最大限の身体的、精神的、社会的、職業的、および経済的有用性にまでこの人たちを回復させる過程である」と定義されている（全米リハビリテーション協議会⁽¹⁾）。また職業リハビリテーションは「障害者が適職を確保しつつ維持し得るように職業サービス、例えば職業指導、職業訓練、および選択あっ旋（Selective placement）の提供を含むリハビリテーションの継続的および調整的過程の当該部分を意味する」と定義されている（ILO勧告第99号、障害者の職業更生に関する勧告）。これらの定義から、盲人の職業リハビリテーションは、これらの人びとが適職を確保しつつ維持し得るように、職業カウンセリングによる適職のブランディング、職業準備のための教育や訓練、適職へのあっ旋、職業適応の援助であるフォローアップのプロセスを含むことになる。

マックゴーワン（McGowan, F.）は、障害者の職業リハビリテーションを基礎づける概念として次の2つをあげている、即ち

- (1) 民主的社会の成員は、その生活の資を得ることと社会に貢献する2つの機会に対し固有の権利を有している。
- (2) 社会は、非障害者が有していると同じ生活の資を得る機会を可能とする最上の特別のサービスにより障害者にも与える義務がある。

障害者は、生活の資を得る固有の権利を奪われるべきではないし、社会はあらゆる手段を尽してその機会の提供に努めなければならない。心身障害者対策基本法には、「すべての心身障害者は、

個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」との原則を規定しているが（昭和45年法律第84号第3条）同時に「心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済生活に参与するよう努めなければならない」（同法第6条）ことを規定している。このことは心身障害者の保護だけでなく、心身障害者の「就リハビリテーション」の重要性を強調する趣旨にほかならないものと思われる。

2. 盲および視力障害者の職業の現状

厚生省社会局の身体障害者実態調査（昭和45年10月）によれば、視覚障害者は、25万人で、うち就業者は、8万5,000人である。その内訳は、農林漁業従事者2万5,000人（29.4%）、採鉱・採石従事者1,000人（1.2%）、製造従事者1万2,000人（14.1%）、販売・サービス従事者9,000人（0.6%）、専門的・技術的職業従事者2万8,000人（32.9%）、事務従事者2,000人（2.4%）、その他7,000人（8.2%）である。⁽³⁾ あん摩、はり、きゅう従事者は、専門的・技術的職業従事者に含められており、その数は2万7,000人（31.8%）であるから、これらの職業従事者以外の専門的・技術的職業従事者は、僅かに1,000人（1.1%）に過ぎないことになる。これらの職業大分類別内容がどのようなものであるかはこの調査からはわからない。しかし、それらの分布は日本盲人福祉委員会が1963（昭和38）年11月に実施した「盲人新職業第1次調査」の傾向とおおむね一致しているので、その結果とその後において実施された「盲人新職業第2次実態調査」結果に基いてそれらの内容を補足して見る。⁽⁴⁾

第1次調査は、日本盲人福祉委員会が全国224か所の社会福祉事務所からあん摩、はり、きゅう以外の職業に従事していると報告した4,929人の視覚障害者のうち無業および不明者を除いた8,080人が従事していた職業を分類したものである。その結果によればこれらの人びとは、347種にわたる多様な職業に従事していた。また第2次実態調査は、第1次調査の対象者の中から障害程度1、2級の者だけを抽出し、社会福祉事務所を通じ229人の障害者について、面接によるケース・スタディを実施したものである。その結果によれば障害程度1、2級の視覚障害者は90種の職業に従事している。しかしこれらの人びとの収入および生計状況は、必ずしも十分なものではなく、従事職業により生活可能な者は65人（28.3%）、補助を必要とする者116人（50.7%）で、その他は恩給・年金等で暮していた。又自分の従事職業が適職であると考えている人は、極めて少なく、13.6%に過ぎなかった。

専門的・技術的職業従事者のうち比較的多いのは、盲学校教師、箏曲教師（三味線師匠を含む）、僧侶、神職、神道教師、牧師、祈禱師、巫女、易者、小唄・長唄・淨瑠璃・義太夫師匠などである。

これらの職業は高い知能を有するか或いは特別の才能を有する人びとである。盲学校教師は、いわゆる理療科担当者が多いが、最近では普通科担当の教師もかなり増加している。

管理的職業に従事している人びともあるが、それらの人びとの大部分は資力のある人である。

農林・水産業、製造業に従事している視覚障害者は多いのであるが、それらの人たちは比較的障害程度の軽い人が多い。1、2級の障害者も見られるが独立で職務を遂行している者は少なく、多くは家族の協力により辛じて仕事に従事している者が多いのが実情のようである。

3. 視覚障害者の可能作業の調査

労働省は身体障害者雇用促進法（昭和35年法律第123号）第28条の規定により1963

（昭和38）年と1964（昭和39）年の両年度、大阪府に委託して視力障害者の就業可能職業^{(5) (6)}の調査を実施した。この調査は、全盲、準盲、社会盲、および弱視者と障害の程度別に、職務の立場から就業可能職業を明らかにしたものである。調査した職業は、点字新聞編集員を含む135職種である。これらの職業は、幾らかの困難を伴なうにしても、いずれも視覚障害者の就業可能の職業である。産業場面において視覚障害者の従事し得る職業は限りなく存在し、ここで調査した職業は、それら多数の職業のうちの僅かな見本に過ぎない。問題は、これらの職業において視力障害者が晴眼者に伍して劣らないだけの能率と生産とをあげ得るかどうか、それにより生活を維持するに足るだけの収入を確保できるかどうかにかかっていた。しかし、あん摩、はり、きゅう師の養成に必要とする程の教育と訓練の投資がそれらの職業の従事者についてもなされるなら、その実現も決して不可能ではないとの見通しは、この調査を通じて得られたところである。

4. いわゆる伝統的職業

あん摩、はり、きゅうは、いわゆる伝統的な職業としてわが国の人々により古くから行なわれており、盲人の経済的自立を支える有力の職業になっている。従って盲学校における職業教育や失明者更生施設における職業訓練は、そのほとんどがこれらの従事者の養成に集中している。

前述の厚生省社会局の実施した身体障害者実態調査における就業視覚障害者8万5,000人のうち⁽⁷⁾2万7,000人（31.8%）がこの職業に従事している。「盲人が従事し得るなどの職業におけるよりも収入が多い」というのが盲人がこの職業に集まる理由としてあげられている。収入の多い職業に多くの人が集まるのは経済の原則であるが、最近この職業に対し晴眼者の進出が急速に増大している。

厚生省の調査によれば、昭和47年末におけるあん摩、マッサージ指圧師は、6万8,272人で、うち盲人は3万5,614人（50.9%）、はり師は3万7,696人で、うち盲人は1万6,780人

(44.2%)、またきゅう師は、3万6,888人、うち盲人は1万5,560人(42.8%)である。盲人、晴眼者ともに従事者は増加しているが、盲人の占める割合は次第に低下している。1959(昭和34)年においてあん摩、マッサージ指圧師において盲人と晴眼者の割合は、盲人が63.2%であったから、この13年間に18%もこの割合は低下したことになる。

勿論、近い将来においてこの職業のすべてが晴眼者によって占められるとは考えられないが、晴眼者の進出の著しいことは確かである。前述の身体障害者雇用促進法は、あん摩、マッサージ指圧師を「特定職業」に、また重度視力障害者を「重度障害者」にそれぞれ指定し(同法2条、施行令1条)、その雇用率を100分の70と定めている。その効果は僅かであるとしても、晴眼者の病院場面等への進出に対する幾らかの歯止めとしての意味はもつであろう。

5. 職業教育と訓練

盲および重度視力障害者の職業教育と訓練とは主として盲学校および失明者更生施設において行なわれているのでその概要を明らかにする。

(1) 盲学校における専門教育

盲学校高等部、専攻科、および別科における専門教育を主とする学科は、保健理療科、家庭科、音楽科、調律科、理療科、理学療法科等である。これ以外の科目でも適正の規模と内容があるものは制度的に認められることになっている(昭和47年文部省令第47号)。これらの学科の目標および内容は、盲学校高等部学習指導要領(昭和47年文部省告示第150号)に定められている、即ち

(ア) 保健理療科 保健理療に関する知識と技術を習得させ、あん摩、マッサージ指圧の業務に従事する者を養成する。

(イ) 家庭科 家庭経営の立場から家庭生活に関する知識と技術とを総合的に習得させ、家庭生活に関する仕事に従事する能力を有する者を養成する。

(ウ) 音楽科 主として声楽、ピアノ、こと、三絃、作曲などに関する専門的な知識と技術を習得させ、音楽の演奏、教授、作曲などに従事する者を養成する。

(エ) 調律科 主として、ピアノの調律に関する知識と技術とを習得させ、調律に従事する者を養成する。

専攻科には理療科と理学療法科がおかかれている。理療科は、あん摩・マッサージ指圧に関する知識と技術をさらに深めるとともに、はり、きゅうを専攻する生徒を対象としている。理学療法科は医学的リハビリテーションに関する知識と技術とを習得させ、理学療法に従事する者の養成を目的

としている。

昭和47年における就職者は、改正前の学科によるものと思われるが、1,084人で、その内訳は本科59人、専攻科559人、別科466人である。学科別では理療科1,022人、普通科2人、リハビリテーション科24人、調律科1人、その他35名になっている。これらの学科のうち調律科と理学療法科は、いわゆる新職業従事者の養成であるが、その他は盲人の伝統的職業従事者の養成課程である。

(2) 大学における教育

日本盲人福祉研究会に加入している盲人と弱視者とは、いずれも大学卒業者か大学在学者である。そのメンバーは、1967(昭和42)年12月現在で144名で、内38名が在学者であった。設置者別では、国公立大学15校24名、私立大学47校116名、外国大学4校4人である。盲人の専攻学科は、文学、理学、数学など22科目にわたっている。卒業者の職業は、盲人関係学校・施設が70名、盲人関係以外が87名になっている。大学進学者は毎年10名前後で例年あまりかわらないようである。

(3) 失明者更生施設

失明者更生施設は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第288号)第30条の規定により設置されるもので、失明者を収容し又は通所させて、失明者の更生に必要な知識技能および訓練を与える施設である。現在国立5、府県立3、および社会福祉法人立2の10施設がある。いずれも年令15歳以上おおむね55歳までの視力障害者を入所させて所定の訓練を実施している。職業訓練はあん摩・マッサージ指圧師等の資格を得させるものが大部分であるが、日本ライトハウスの職業・生活訓練センターの「職業訓練課程」(1カ年)、「電話交換手養成科(3ヶ月)」、国立塙原視力障害センターの「農芸科」、国立東京視力障害センターの「点字印刷科」、「カナタイプ科」(各1カ年)が設けられている。日本ライトハウス職業生活訓練センターは、開設後8年であるが、この間約40名が電話交換手の訓練を終わって就職しているし、又職業訓練課程では2名がコンピューター・プログラマーの訓練を終り就職し、現在4名訓練中である。又機械部門では約60名が訓練を終りそれぞれ就職している。

このほか「あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に係る学校養成施設認定規則」(昭和26年文部・厚生省令第2号)に基づいて設置された施設において晴眼者とともに盲人あん摩

マッサージ指圧師等の職業訓練を受けている者もある。

この概観に見られるように、わが国の視力障害者に対する職業教育・訓練は、一部能力のある人びとの大学における教育と日本ライトハウス職業生活訓練センターを例外とし、盲学校および失明者更生施設とともに理療科の教育訓練に専念しており、僅に盲学校において調律科、音楽科、および理学療法科が、また失明者更生施設において農芸科、点字印刷科、カナタイプ科が見られるにすぎないのが現状である。

6. アメリカ合衆国における盲人の職業リハビリテーション

盲人の職業が特定の職業に集中しているわが国の現状とは対照的に、ほとんど全ての職業に盲人が進出しているアメリカ合衆国の現状を幾らかの資料に基づいて概観を試みることにする。

この国の身体障害者に対する職業リハビリテーション業務の立法措置は、1920年の「職業リハビリテーション法」(the Vocational Rehabilitation Act)にはじまっている。この法律はリハビリテーション事業に対し連邦の補助金の支出を可能にしたものである。ついで1936年に「ランドルフ・シェバード法」(the Randolph-Sheppard Act)が通過している。この法律は資格のある盲人に對し連邦建物内に売店の経営を許可しているし、又盲人に對しどのような職務が適切であるかを確かめる研究の必要性を示唆している。しかし盲人の職業リハビリテーションに関する限り、1943年の「バーデン・ラフォレット法」(the Baden-Lafollette Act)が決定的な意義をもっている。即ちこの法律により盲人は州・連邦職業リハビリテーション計画に組み入れられ、盲人は教育し得るだけでなく、職業的に準備することにより、通常の競争雇用における地位を獲得し得るとの観念が確立されている。⁽¹⁾

この国の盲人は、48万5,000人、重い視力障害者は96万人と推定されている。1943年以前においては1,000人以下の盲人が毎年州・連邦職業リハビリテーション計画において競争的な労働市場へ進出していたが、1969年において7,105人の盲人と1万3,411人の重度視力障害者（盲と法的に定義される以上の者）が有償雇用に進んでいる。⁽²⁾

(1) 専門職業的領域

この7,105人の盲人の職業リハビリテーションを終った人びとのうち約900名は専門職業的又は管理的職業についている。専門職業の範囲は、教員、心理学、社会事業、法律、著述、化学、物理学、数学などのキャリアにわたっている。意味深いことは盲人の働く職務場面の拡大である。この年の9月において全国450以上の大学に2,500人以上の盲人が進学したものと見られていく。⁽³⁾

る。学生たちは、考えられるほとんどすべての分野において研究し、学位をとり、就職している。

例えば、1968年においてコンピューターの仕事に従事していた盲人は、指で数えられる程に過ぎなかつたが、この年において約400人がコンピューター・プログラマーの仕事において働いており、約100人が全国の7つの承認された訓練センターにおいて訓練を受けている。

別の注目に値する分野は教職である。盲教師が盲学校で盲の児童・生徒に教えることは、わが国でも珍らしいことではないが、盲教師が視力のある児童・生徒に教えることはこの国でも数年前まで稀のケースであった。ところが現在全国に数百名の通常のクラスで教えている盲人教師がおり、最近新しく訓練された約100人の盲人教師のうちその半数は公私的小中学校へ就職し、残りの人たちは大学の教員を含む教育の領域におけるキャリアを追求している。

(2) サービス的職業領域

この国の労働力人口は約7,600万人で、サービス職業には750万人が従事しているから、約10人に1人はサービス職業に従事することになる。今日のサービス人口は1919年のそれのほぼ8倍になっているし、2,000年代のはじめには5人に1人がこの分野の仕事に従事するものと予想されている。従ってサービス産業は最も成長の速い産業であるから、この分野に広く盲人を配置することが必要であると考えられている。

この分野の盲人の職業として開発された最も新しいキャリアは「サービス代表」(service representative)の職務である。このサービス代表の職務は、従来のサービス職業に対する盲人の配置とは全く別のものである。社会および経済の複雑化にともない官公庁、病院、航空会社、電話会社、ガス・電気会社等は、そのサービスを公衆に利用し易いものに準備する必要がある。つまり個人の必要とする特定のプランの専門職業的促進を必要とするのであるが、そのような必要にこたえるのがサービス代表の職務である。この職務ははじめ社会リハビリテー部(the Social and Rehabilitation service)が国税庁およびリトルロック・アーカンサス盲人事業部(the Arkansas Enterprises for the Blind in Little Rock)と共同で、納税者に情報を提供する援助者として盲人を訓練することの可能性を探索するためにはじめた研究である。訓練と研究が進むにつれ、責任のある地位に改善され、「納税者サービス代表」の職務になったものである。多数の盲人がこの職務において新しいキャリアを発見しているが、この地位に対し訓練された盲人に対する需要は、訓練志願者の数を遥かに超えて増大している。サービス代表の職務は、納税者サービス代表の職務だけでなく前記の官公庁、航空会社、病院等においても訓練により資格づけられた盲人により十分遂行し得るサービス代表の職務があると考えら

れている。

(3) 書記的職業領域

書記的職業領域において開発された新しい型の盲人の職業は、「医事記録記録員」(medical record transcriber)である。この職業は教育厚生省職業リハビリテーション局とヘドレイ盲学校(Hadley School for the Blind)およびアメリカ医事記録図書館員協会(the American Association of Medical Record Librarians)の共同計画によりはじめられたものである。アメリカには、医事記録図書館員の職務があるが、この職務は、主として図書や定期刊行物を取扱っている医事図書館員の職務とは全く別のものである。医事記録図書館員の職務は、病院、診療所において患者の医学的記録を収集し又それを維持することを主な職務内容としている。即ち臨床記録を検討し、見落しの資料があればそれを得るために医師その他の人ひとと接触する、診断、疾病、および治療記録を分類し、索引をつけ、ファイルする。許可、出生、死亡、転送、および退院、のような統計をつくる。病院職員、権限のある政府機関、保険会社、医師、病院、医学センターや研究センターに対し医学情報を知らせる、記録の要約を作成したり又その副本をつくる。医学記録を立証するため法廷において証言する、等がその職務内容である。

アメリカでは、最近州の法律により医師が患者個人について維持しなければならない情報は、ほう大の量になっている。このため新しい近代的病院は、医事記録図書部門を設け、専門に訓練された医事記録図書館員がその仕事を遂行している。即ち医師等はそれぞれの場所から医事情報を口授するのであるが、それらはこの部門において同時的にタイプされるよう装備されている。医師は病院内からだけでなく、病院外でも自動車、自宅、診療所からダイヤルをまわして情報を口授している。医事記録記録員として訓練された盲人は、この医事記録図書館員のもとで、医師その他から情報の記録を主な職務内容とするものである。十分に資格づけられた盲人の医事記録記録員に対する需要は、その志願者数を遥かに超えており、盲人の職業として有望なものと見られている。

(4) 工業的職業領域

この国において1970年に1,200人の視力障害者が州・連邦職業リハビリテーション計画を通じて工業的領域に配置されたが、この数は、1971年において1,500人に増加している。工業方面に進む盲人を取扱っているカウンセラーが注目している一つの変化は、盲人作業者の融通性の問題である。これまで盲人の雇用に当たっての困難性の一つとして職務転換があげられていた。

しかし盲人も教育・訓練の性質により暗眼者と同じ位能通性のあることが実証されている。それに单一の仕事というよりも同じ職業分野において多数の作業を遂行し得るようにクライエントを準備することが必要であると考えるようにならっている。その結果カウンセラーは、事業所内の職務を注意深く評価し、視力なしに遂行できる職務を確認しておく必要があるし、又極端な変化なしに移動し得る職務の注意深い評価に迫られている。

幸いのこと、この国では工業方面に進むことを希望する盲の求職者よりも遙かに多くの求人がある。このことはよく訓練され、注意深く配置された盲人は、視力のある作業者と同等か場合によつてはそれ以上の生産をあげ得ること、欠勤率や災害率においても暗眼者と同等かまたはそれ以下であることを雇用主がよく知ることが必要である。盲人の職務における成功の秘密は、カウンセラーの率先性、想像力、創意に富んだダイナミックな選択紹介(*selective placement*)の健全な利用であるとされている。

多くの盲人は、選択紹介により視力を必要としない職務に安全に配置されているが、教育と訓練により技能的な分野にもまた配置されている。例えば、北ダコタ州、ワーベトン科学学校は、連邦職業リハビリテーション局の後援により、盲人に対する技能訓練の効果の実証を狙いとした研究計画を実施している。これは、機械工と小型エンジン修理工の2科目である。1965年6月機械工クラスを卒業した6人のうちの5人は、ジョン・デア(John Deere)、セスナ航空(Cessna Airplane)、ジェネラル・エレクトリック(General Electric)のような工場へ、又2人は小機械工場へ、それぞれ機械工として雇用されている。1966年に機械工クラスを卒業した4人と小型エンジン修理クラスを卒業した3人もそれぞれ訓練を受けた職種に就職している。

(5) 職業の変化

14

アメリカ合衆国では約4万の確認し得る職業があるが、職業リハビリテーションの人びとは、盲人をこれらの多数の職業の中に広く撒布し得ることをむしろ誇りとしている風がある。これらの職業は経済的な要求により又技術革新により、需要のない職業は消滅し、需要のある職業が次々と誕生している。従って盲人の「適職一覧表」のようなものは、カウンセラーに利益を与えるというよりもカウンセラーの創造力をおさえることになり、むしろ有害と考えられている。

産業革命がはじまって200年であるがそれはまだ完成されていない。産業革命の第一段階は人ひとを工場に集めている。第二段階は人に代って仕事をする機械をつくっている。第三段階は最も少ない努力で最大の生産をもたらすように人と機械を配列している。今日は産業革命の第四段階の

途上にある。この段階において人は、それ自体で動き、それ自体で材料をあてがい、完成品をつくる機械による生産の段階即ちオートメーションの段階に進んでいる。オートメーションは盲人から仕事を奪うというよりもむしろ一層多くの仕事を盲人に提供するものと受取られている。21世紀は人工頭脳(cybernetics)の時代といわれているが、その正確な予測は誰にも困難である。

職業の変化は、このように著しいのであるから、将来視力のある作業者は、その生涯の作業期間において少なくとも6回の再訓練が必要であろうと考えられている。生涯教育の観念もここから出発している。このことが事実であるとすれば、競争的労働市場で働く盲人は、瞎眼者と同じように十分な職業訓練を受けなければならぬし、再訓練も必要であり、盲人だけが例外であり得ない。

盲人も第一に人間である。盲はその次である。盲は酷い雇用制限であるけれども、無技能も酷い雇用制限である。日常生活の制限、なかんずく歩行や移動、コミュニケーションの制限が訓練により除去されなければならないし、ついで職業的な技能知識を受け入れ、仕事や作業環境に適応し得る能力が養わなければならない。そして瞎眼者と同様に、個人の興味に応じ、能力に応じ、パーソナリティに応じ、又機会に応じ、自由に職業を選択する機会が与えられなければならない。選択された職業に対しては、十分な職業教育と訓練により又選択紹介により盲人の就職機会が限りなく拡大し続けるように援助されなければならないというのがこの国の職業リハビリテーション・カウンセラーの基礎的な考え方である。

結　　び

以上、職業リハビリテーションの意義、わが国盲人の職業と職業教育と訓練の現状、盲人の可能作業の調査、およびアメリカ合衆国における盲および重度視力障害者の職業リハビリテーションの一端について述べた。

あん摩、はり、きゅう等いわゆる伝統的な職業に対し、ほとんどの盲人を方向づけ、準備しているわが国の職業リハビリテーションの行き方とあらゆる可能な職業に対し盲人を準備し配置しているアメリカ合衆国のやり方の間には大きな差異がある。伝統的職業は、これまで多くの盲人に対しよい経済的基盤を与えてきたし、又これからも与え続けるであろう。しかし盲人をこれらの職業にのみ方向づけることは決して望ましい方向ではない。盲人は人間なのであるから、盲人も瞎眼者と同じ興味に応じ、能力に応じ、自由に職業を選択し得る時代を1日も早く実現しなければならない。それには盲および視力障害者に対する職業リハビリテーションに従事する人びとの革新的な努力を

必要としているものと思われる。

参考書

- (1) Dimichael,S.G.Vocational Rehabilitation,in Borow,H.ed,
Man in a World at Work, Boston:Houghton Mifflin,1964,
p.586.
- (2) McGowan,J.F.ed, An Introduction to the Vocational
Rehabilitation Process, Washington,D.C.:U.S. Department of
Health, Education, and Welfare, Office of Rehabilitation,1960.
- (3) 厚生省編『厚生白書』,昭和48年度,大蔵省印刷局,昭和49年1月,P76.
- (4) 世界盲人百科事典編集委員会編『世界盲人百科事典』,日本ライトハウス,昭和47年9月,
Pp695~.
- (5) 労働省職業安定局『視覚障害者(全盲,準盲,社会盲,弱視)就業可能作業の検討』,昭和
41年.
- (6) 前掲,『世界盲人百科事典』,Pp716~718.
- (7) 前掲,『厚生白書』P76.
- (8) 『特殊教育諸学校高等部学習指導要領』,慶應通信,昭和48年1月.
- (9) 文部省,『学校基本調査,高等学校以下』,大蔵省印刷局,昭和49年1月.
前掲,『世界盲人百科事典』,P430~.
- (10) Lurie,H.L.,ed, Encyclopedia of Social work,fifteenth
issue, New York:National Association of Social Work,1965,
Pp816~828.
- (11) Farland,D.C.,The Blind and the Visually impaired,in Gar
rett,J. F. & E. S. Levine,eds., Rehabilitation Practice with the
Psychological Disabled, New York:Columbia University Press,
1973,P434.
- (12) Magers,G. A., Occupational Information and Career Planning
for Blind Persons,in Hardy,R. E. & J. G. Cull,ed., Social and
Rehabilitation Service for the Blind, Springfield:Charles
C. Thomas,1972,Pp275~288.

(4) U.S. Department of Labor, Dictionary of Occupational
Titles, 3rd ed., Vol. I, 1965, Washington, D.C.: Government
Printing Office.

(関西大学教授)